

平成28年第7回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年9月15日（木曜日） 午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 報告第 5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

て

第 4 議案第59号 羽幌町税条例の一部を改正する条例

第 5 議案第60号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 6 議案第61号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例

第 7 議案第62号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）

第 8 議 案 第 6 3 号

平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

号）

第 9 議案第64号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第10 認定第 1号 平成27年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について

第11 認定第 2号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

について

第12 認定第 3号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

第13 認定第 4号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

第14 認定第 5号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

て

第15 認定第 6号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

第16 認定第 7号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

第17 認定第 8号 平成27年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

第18 発議第 7号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（10名）

1番 村田 定人 君	3番 阿部 和也 君
4番 船本 秀雄 君	5番 小寺 光一 君
6番 熊谷 俊幸 君	7番 平山 美知子 君
8番 磯野 直 君	9番 逢坂 照雄 君
10番 寺沢 孝毅 君	11番 森 淳 君

○欠席議員（1名）

2番 金木 直文 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井 久晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	森 弘 子 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	湊 正 子 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
総 務 課	道 端 篤 志 君
情報管理係長	酒 井 峰 高 君
地域振興課長	木 村 和 美 君
地域振興課主幹	三 浦 義 之 君
財 務 課 長	葛 西 健 二 君
財務課財政係長	山 川 恵 生 君
財務課税務係長	室 谷 眞 二 君
町 民 課 長	熊 谷 裕 治 君
町 民 課	山 田 太 志 君
町民生活係長	熊 木 良 美 君
町 民 課	
環境衛生係長	
福 祉 課 長	

福 祉 課
社 会 福 祉 係 長
福 祉 課 子 ども 係 長
福 祉 課
国 保 医 療 年 金 係 長
健 康 支 援 課 長

竹 内 雅 彦 君
宇 野 延 仁 君
室 谷 み どり 君
更 科 滋 子 君

健康支援課長	奧山洋美君
地域包括支援課長	金丸貴典君
健康保険係長	村上上敏文君
保健建設課長	三上浪滿君
建設課主任技師	笹科信輔君
建設課管理係長	更宮崎寧大君
上下水道課長	吉田吉信君
上下水道課師範長	逢坂信吾君
上下水道係長	鈴木繁君
農林水産課長	高橋伸君
農林水産課主幹	佐々木慎也君
農林水産係長	大平良治君
農工商観光課長	大木村康治君
農工商観光係長	大西将樹君
農工商観光係長	敦賀哲也君
農工商観光係長	棟方富輝君
農工商観光係長	春日井征輝君
農工商観光係長	杉野浩君
農工商観光係長	藤井延佳君
農工商観光係長	渡辺博樹君
農工商観光係長	高橋司君
農工商観光係長	今村裕之君
農工商観光係長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議事事務局長	井上	顕君
総務係長	清水	聡志君
書記	土清水	彬君

◎開議の宣告

○副議長（寺沢孝毅君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○副議長（寺沢孝毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 平山美知子君 8番 磯野直君

を指名します。

◎諸般の報告

○副議長（寺沢孝毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届け出は、2番、金木直文君であります。

本日の遅刻届け出は、11番、森淳君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第5号

○副議長（寺沢孝毅君） 日程第3、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

平成28年9月14日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率でございますが、①、実質赤字比率については一般会計の実質的な赤字が町税等の財源規模に対してどの程度の割合かを示すものですが、羽幌町は黒字であり、比率としては出ないこととなります。

②、連結実質赤字比率については、一般会計に特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計を加えたものであり、これについても黒字であり、比率としては出ないこととなります。

③、実質公債費比率については、公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度の平均値ですが、9.5%であり、早期健全化基準の25%を下回っております。前年度は10.4%で、0.9%減少しており、その要因は公債費の元利償還金の減少に伴うものでございます。

④、将来負担比率については、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものです。4.5%であり、早期健全化基準の350%を下回っております。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることをあらわしております。

2、公営企業会計に係る資金不足比率については、①、水道事業会計、②、簡易水道事業特別会計、③、下水道事業特別会計、④、港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることをあらわしております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（寺沢孝毅君） これから報告第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第59号

○副議長（寺沢孝毅君） 日程第4、議案第59号 羽幌町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました議案第59号 羽幌町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年9月14日提出、羽幌町長。

提案理由は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の公布に

に伴い、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者の当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とすることとされたため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例（昭和32年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別途配付しております資料、羽幌町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明いたしますので、ご用意願います。

なお、字句の改正や引用条項等の改正につきましては説明を省略させていただきます。

町民税の改正ですが、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例でございます。改正内容は、外国居住者等所得相互免除法に基づき、外国居住者の利子及び配当について特例適用する改正でございます。これは、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の改正でございます。

具体的には、①、土地等を譲渡した場合と同様に分離課税とすることでありまして。

②、税率を6%から3%に軽減することでございます。

下段に参考として施行令の題名変更内容や略称を記載しております。

なお、改正条文につきましてはただいま説明した内容を持ちまして朗読は省略をさせていただきますが、附則としてこの条例は、施行日に属する年の翌年1月1日以降の年度分について適用するとの経過措置を設けております。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（寺沢孝毅君） これから議案第59号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 羽幌町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○副議長（寺沢孝毅君） 日程第5、議案第60号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました議案第60号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年9月14日提出、羽幌町長。

提案理由は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の公布に伴い、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者の当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するとともに、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）の公布に伴い、中低所得層の保険税負担が増大しないために賦課限度額を引き上げ、税財源を確保するため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、先ほど説明した資料の下段、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明いたしますが、字句の改正や引用条項等の改正につきましては説明を省略させていただきます。

1点目は、賦課限度額の改正で、中低所得者層の保険税負担の軽減を図るとともに、後期高齢者支援金分の税財源を確保するための改正でございます。改正内容は、基礎課税額52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額17万円を19万円にそれぞれ2万円引き上げるもので、介護納付金課税額は16万円に変更ありません。このことにより、合計で89万円とするものでございます。

次に、2点目、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。改正内容は、先ほど税条例の改正で説明いたしました町民税の改正に伴う改正でございます。国民健康保険の被保険者が外国居住者等所得相互免除法に基づく外国居住者の利子及び配当がある場合については、町民税で適用した特例に基づき所得に算入する改正でございます。

なお、改正条文につきましてはただいま説明した内容を持ちまして朗読は省略をさせていただきますが、附則としてこの条例は、施行日に属する年の翌年1月1日以降の年度分について適用するとの経過措置を設け、賦課限度額の改正については29年度から適用し、28年度分までは従前の例によることとしております。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（寺沢孝毅君） これから議案第60号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺沢孝毅君) これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺沢孝毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○副議長(寺沢孝毅君) 日程第6、議案第61号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長(室谷眞二君) ただいま上程されました議案第61号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容についてのご説明を申し上げます。

平成28年9月14日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)の公布に伴い、公安委員会または国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者に対し、無料で証明することができる戸籍に関する規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

羽幌町手数料条例の一部を改正する条例。

羽幌町手数料条例(平成12年羽幌町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別表第2の法等の名称の欄に30、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)を加え、条項の欄に第19条を加えるものであります。

なお、条文の読み上げにつきましてはただいまの説明をもって省略させていただきたいと存じます。

附則、この条例は、平成28年11月30日から施行する。

以上をもちまして提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(寺沢孝毅君) これから議案第61号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺沢孝毅君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺沢孝毅君) これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺沢孝毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(議長交代)

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第62号～議案第64号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第62号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)、日程第8、議案第63号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第9、議案第64号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました平成28年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,613万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,640万6,000円とするものでございます。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出において2款総務費、一般管理費において電算システム改修委託料348万8,000円の補正は、平成29年から開始される個人番号を利用した情報連携に伴い、既存の行政システム改修と運用テストを実施するためのものでございます。財源は、国庫補助金として4分の3が補助されます。

同じく財産管理費において土地購入費179万7,000円の補正は、朝日地区及び寿地区の一部の地籍調査が完了し、用地境界を確定した結果、河川用地の一部に私有地が含まれていることから当該用地を購入するもので、内訳は大沢川29筆1万8,115平方メートル、二股沢川44筆3万3,364平方メートル、六線川2筆2,203平方メートルとなっております。また、現況が農地の部分については売り払い処分を行

うことから、財産収入として281万4,000円を計上しております。

次に、6款農林水産業費、畜産業費において焼尻めん羊牧場監視カメラシステム取りかえ工事請負費220万7,000円の補正は、焼尻めん羊牧場において冬期間の出産時期の母体等の監視のために使用している監視カメラシステムが老朽化により故障したため、取りかえ工事を実施するものでございます。

次に、7款商工費、商工振興費において企業振興促進補助金1,000万円の補正は、ダイマル乳品株式会社がアイスクリームに使用するメロンソース製造ラインを新設したことから補助するものでございます。

今回補正をいたします一般会計の財源でございますが、それぞれの事業に対し歳入予算に計上している特定財源のほか、不足いたします2,032万7,000円につきましては繰越金を充てております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ628万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,028万9,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で1款総務費、一般管理費において628万9,000円の補正は、国民健康保険事業特別会計における係員の増員に伴う職員人件費607万3,000円が主なものでございます。委託料として国保オンラインシステム改修委託料21万6,000円の補正は、平成30年から国民健康保険が都道府県に移管されることに伴う連携データ対応委託料で、財源は全額国庫補助金で賄われます。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,023万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,223万6,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。保険事業勘定の歳出で6款諸支出金において介護給付費返還金1,023万6,000円の補正は、介護保険給付費の公費負担分の翌年度精算に伴うもので、内訳は国庫分として介護給付費負担金返還金837万8,694円、地域支援事業交付金返還金109万853円、道費分として介護給付費負担金返還金54万5,427円、社会保険診療報酬支払基金分として22万1,467円となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出で2款事業費において1,000万円の補正は、特別養護老人ホーム整備基金積立金でございます。

財源につきましては、いずれも前年度繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君）　続きまして、私から内容をご説明いたします。

一般会計の8ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において障害者医療費道費負担金返還金95万1,000円と障害者自立支援給付費道費負担金返還金10万4,000円、障害児入所給付費等国庫負担金返還金2,000円、障害児入所給付費等道費負担金返還金14万円、計119万7,000円の補正は、いずれも前年度負担金の確定に伴う返還金でございます。同じく国民健康保険事業特別会計繰出金607万3,000円の補正は、人員増加に伴う人件費の増に伴う繰出金でございます。

同じく児童福祉費において子ども・子育て支援交付金（国庫）返還金75万2,000円の補正は、障害児入所給付費の精算に伴う交付額の確定による返還金でございます。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において印刷製本費2万4,000円と予防接種委託料59万5,000円の補正は、国の予防接種制度の見直しによりB型肝炎の予防接種が定期接種となったことから予診票と予防接種費用を計上するもので、対象予定者50名で3回の接種を予定しております。

次に、歳入の説明をいたしますが、6ページをお開き願います。19款諸収入において市町村振興協会交付金37万7,000円の補正は、本年7月3日に開催した北海道障害者スポーツ大会として実施した車椅子バスケットボール大会の交付金で、2分の1の補助率となっております。

以上、補正内容についての説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森　　淳君）　お諮りします。

審議の方法については、各会計ごと歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森　　淳君）　異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第62号　平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君）　7款の商工費で企業振興に係る補正1,000万ということが出てきておりますが、これは羽幌町企業振興促進条例に基づいた補助だというふうに理解しております。こういった形で町内の企業がこの条例を活用しながら、経済、生産活動をどんどん広げていただきたいという、そういう思いを込めて質問しますけれども、もうちょっと詳しくどういった予算規模で、そして1,000万という額面になったのかということを確認させてください。

○議長（森　　淳君）　商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） お答えいたします。

予算規模の詳細につきましては、民間の事業者の方ですので、細かいところはちょっとご説明するのは無理が出てきますけれども、この条例自体がかかった投資経費について20%で上限1,000万となつてございますので、単純に5,000万かかると20%で1,000万ですので、それ以上の金額がかかっているというふうにご理解していただければというふうに思っております。事業の中身としましては、先ほど町長のほうからもご説明ございましたが、ソフトクリームつくる部分のメロンソース、これをつくるラインを新設ということで、以前は外注をしていたらしいのですけれども、自社完結できるようにという形でメロンソースのラインをつくって完結する形で投資をさせていただきます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今回は補正という形で1,000万、当初予算で500万つけられていますよね。今後もこのような形で年度の途中で企業のほうからいろんな申請が上がってくるケースもあろうかと思うのですけれども、これは当初予算というのはあくまで見込みということでつけられていて、随時受け付けますよという、そういう町側の姿勢という理解でよろしいですか。

○議長（森 淳君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） そのとおりでございます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第7号

○議長（森 淳君） 日程第10、認定第1号 平成27年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第2号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第3号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第4号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第5号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第6号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第7号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第8号 平成27年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第18、発議第7号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成27年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりま

して、その概要をご説明申し上げます。

資料につきましては、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。一般会計では、歳入決算額63億4,780万6,030円、歳出決算額59億3,165万4,122円、差し引き剰余金4億1,615万1,908円となっております。

では、初めに歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は約31億9,460万円、前年対比618万円、0.2%の増は、離島航路助成金に伴う特別交付税の増額が主なものでございます。地方消費税交付金は税率改正により約6,150万円の増となっており、寄附金はふるさと納税により約5,815万円の増となっております。町税については約6億9,853万円、前年対比2,470万円、3.4%の減は、固定資産税評価がえによる減額が主なものでございます。国庫支出金は小学校改築等で約1億1,046万円の増加となっており、道支出金は森林整備加速化事業の完了により約6,381万円の減となっております。歳入決算額では約63億4,780万円となり、前年対比約1億9,850万円、3.2%の増となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で約6億3,150万円、前年対比1億5,600万円の減となっておりますが、その理由として減少したものは、エコアイランド構想事業として天売小中学校再生可能エネルギー等導入事業、町有林整備事業として十五線沢の町有林道専用道新設事業、中心街活性化事業としてハートタウンはぼろ建築物購入事業、福寿川遊歩道設置事業、災害復旧事業として二股沢川改修工事等でございます。一方、増加したものは羽幌小学校改築事業が主なものでございます。人件費は約10億2,450万円、前年対比1,326万円の減で、公債費は約6億8,750万円、前年対比1億941万円の減となっております。歳出決算額では約59億3,166万円となり、前年対比約1億3,027万円、2.1%の減額となっております。

このように歳入においては増額、歳出においては減額となったことから、剰余金が多額となった状況にあります。

次に、特別会計でございますが、担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略をさせていただきます。

続きまして、水道事業会計のご説明をいたします。収益的収支の収入では、給水人口及び給水戸数の減少などの影響により有収水量が1.1%減少しております。26年度との営業収益を比べますと265万6,509円の減額となった一方、支出においても浄水施設の修繕費用の減少や新会計基準導入に伴い計上しておりました特別損失が27年度は皆減となり、支出全体で1,050万3,889円の減額となり、結果損益計算書では4,593万4,762円の純利益が生じたところでございます。資本的収支では、栄町地区配水管布設などの建設改良費で873万7,200円、企業債償還金が5,202万1,808円で、支出総額は6,075万9,008円となっております。収

入額に対する不足額の6,075万5,639円につきましては、留保資金等で補填したものでございます。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は81.3%であり、前年度より1.0ポイント減少しており、公債費や繰出金の減少が主なものでございます。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告しているとおりであります。実質公債費比率については9.5%、将来負担比率は4.5%で、いずれも早期健全化基準を下回り、財政健全化が図られているという判断ができるものでございます。

以上、平成27年度各会計の決算概要をご説明いたしましたが、国の経済対策が矢継ぎ早に実施されている状況にあり、今後の景気に期待できる面もありますが、地方の経済は引き続き厳しい状況で推移していることから、羽幌町総合振興計画や羽幌町まち・ひと・しごと創生事業戦略をもとに堅実かつ地域社会の変化にも耐える弾力性のある財政運営により住民生活の向上や地域経済の発展に即応できるよう計画的で効率的な行財政運営に努めるとともに、本年度策定予定の公共施設マネジメント計画による施設の適正管理を促進し、将来を見据えた健全財政を目指してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、発議第7号の提案理由は、平成27年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第7号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に6番、熊谷俊幸君、副委員長に4番、船本秀雄君と決定したので、報告します。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月16日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月16日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催いたします。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午前10時46分）